

○大府市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大府市が発注する工事を受注・施工している中小・中堅建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者。以下「受注者」という。）が、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年国総建第197号・国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における、大府市公共工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書きに規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 本制度は、次に掲げる工事以外の工事を対象とする。

- (1) 以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 債務負担行為又は歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事
- (2) 大府市低入札価格調査実施要綱に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (3) その他、受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、契約約款に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約約款に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 当該工事請負契約の契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）及び融資実行報告書（第2号様式）の工期又は請負代金額は変更後のものとする。なお、債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には受注者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知するものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第4条 債権譲渡の承諾は、第2条に規定する工事の出来高（第2条第1号アにあつては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

2 前項の規定による承諾に当たっての工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書（第3号様式）の受領をもって足りることとする。

（承諾権限）

第5条 受注者が債権譲渡を行うに当たっては、約款第5条第1項ただし書に規定する市の承諾を得るものとする。

（債権譲渡先）

第6条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、受注者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

（債権譲渡の承諾の申請書類）

第7条 契約担当課は、債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、次に掲げる書類を受注者から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式） 3通
- (2) 受注者と債権譲渡先の債権譲渡契約証書の写し
- (3) 工事履行報告書（第3号様式）
- (4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

（債権譲渡の承諾）

第8条 市長は、債権譲渡の承諾をしたときは、債権譲渡承諾書（第1号様式）を受注者及び債権譲渡先に交付するものとする。

2 市長は、債権譲渡整理簿（第4号様式）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

（債権譲渡の対抗要件）

第9条 債権譲渡が受注者の倒産等の兆候（1回日の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、当該時期に前条第1項の債権譲渡承諾書を得ることで第三者に対抗できるものとする。

（融資時の出来高確認）

第10条 融資時の譲渡債権の担保価値を査定するために、融資時の出来高を確認する必要がある場合においては、債権譲渡先が自らの責任において行うものとする。

（融資実行の報告）

第11条 受注者及び債権譲渡先が、市による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに連署にて契約担当課に融資実行報告書（第2号様式）を提出するものとする。

2 受注者は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、第12条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに市長に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

3 市は、融資実行報告書（第2号様式）を受理した場合は、当該工事請負代金の支払先を債権譲渡先の指定する口座に変更するものとする。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

第12条 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を

対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先からの受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第13条 債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、工事請負代金請求書(第5号様式)を提出させるものとする。なお、債権譲渡先は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び請負代金(以下「請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、支払を請求することができる。ただし、債権譲渡承諾後は、受注者は請負代金等の請求をすることができない。

(留意事項)

第14条 本制度に係る債権譲渡によって受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。